

模擬国連会議

第31回九州サマーセッション大会参加規約

第1条（適用）

本規約は、日本模擬国連が主催する、模擬国連会議第31回九州サマーセッション大会（以下、「本大会」という。）の参加者（以下、「参加者」という。）と、模擬国連第31回九州サマーセッション大会運営事務局（以下、「事務局」という。）との間の、本大会に関連する一切の 関係について適用する。

参加申込

第2条（申込資格）

本大会への参加申込は、高校生、大学生、大学院生及びその他の事務局が参加を認めた者についてのみ、受け付ける。

第3条（申込手続き）

1. 参加申込は、募集要項等により事務局が別に定める手続きにより受け付ける。
2. 参加申込の期間は、募集要項等により事務局が別に定める。

第4条（参加枠の調整）

1. 参加申込は原則として先着順により受け付ける。ただし、日本模擬国連に所属しない希望者の申込数が一定数を超えた場合、事務局の裁量により、日本模擬国連所属 者を優先して参加を認める場合がある。
2. 上記の措置は、事前の予告なく適用される場合があり、当該調整の有無や内容に関する問い合わせには応じない。

第5条（参加者）

1. 参加者は、参加申込手続きが完了した者とする。
2. 参加者は、参加申込手続が完了した時点で、本規約、募集要項、キャンセルポリシー及びプライバシーポリシーについて、その内容を全て確認し、これを遵守することに同意したものとみなす。

第6条（参加会議及び担当国等の割り当て）

参加会議及び担当国等の割り当てに関する異議申し立ては一切認めない。

第7条（参加拒絶）

1. 次の各号のいずれかに該当する者について、事務局は、直ちに参加申込を無効にし、または参加を取り消すことができるものとする。
 - a. 本規約または事務局が別に定める注意事項等に違反した場合
 - b. 参加申込の内容に虚偽や不正があった場合
 - c. 参加申込が不当または不適切な目的をもってなされた場合
 - d. 他の参加者に不当に迷惑をかけた場合
 - e. 事務局の注意または指示に従わない場合
 - f. 暴力団等に現在関与し、あるいは過去に関与していた場合
 - g. 過去の日本模擬国連が主催した大会において参加費の未納があり、かつ現在に おいても当該参加費が未納の者
 - h. その他、参加者として不適切または何らかの危険が生じるおそれがあると事務局が判断した場合
2. 前項の規定により参加申込を無効とされた者、または参加を取り消された者の、第9条に定める参加費等については、参加申込を取り消す者に準じた取り扱いとし、第11条の規定を準用する。

第8条（参加申込の取り消し（キャンセル））

1. 参加申込の取り消し（以下、「キャンセル」という。）は、キャンセルポリシー等により事務局が別に定める手続きにより受け付ける。
2. 前条の規定によらないキャンセルは受け付けない。

参加費・宿泊費

第9条（参加費等）

参加者は、参加申込の内容に応じて、募集要項等により事務局が別に定める参加費、宿泊費及びその他の参加に必要な費用（以下、「参加費等」という。）を支払わなければならない。

第10条（支払い）

1. 本大会への参加費等の支払いは、募集要項等により事務局が別に定める手続きで受け付ける。
2. 参加費等の支払い期限は募集要項等により事務局が別に定める。
3. 第1項の規定によらない参加費等の支払いは無効とし、当該支払いについての返金を行わない。

4. 所定の支払い期限内に参加費等の支払いがなく、支払いの意思がないと事務局が判断した者（以下、「参加費等未納者」という。）については、キャンセルを希望しているとみなし、キャンセルとして取り扱う。

5. 参加費等未納者については、次回以降の本大会への参加を認めない。

第11条（キャンセル料）

1. 参加者は、キャンセルを行う場合、参加費等に代わり、キャンセルポリシー等により事務局が別に定めるキャンセル料（以下、「キャンセル料」という。）を支払わなければならない。

2. 参加者は、すでに支払った参加費等がある場合、キャンセル料との差額について、キャンセルポリシー 等により事務局が別に定める範囲で返金を受けることができる。

第12条（手数料）

参加費等及びキャンセル料の支払い並びに返金に際して、手数料が発生する場合は参加者の負担とする。

その他

第13条（著作権）

1. 本大会に関連して事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物に関する著作権は事務局または権利者に帰属する。

2. 本大会に関連して事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物について、自己使用目的以外での無断複製及び使用を禁ずる。

第14条（個人情報の利用）

1. 事務局が収集する個人情報については事務局が別に定めるプライバシーポリシーに従い取り扱う。

2. 参加者は、本大会のプライバシーポリシーに同意したものとみなす。

第15条（本大会の中断・中止）

事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合、参加者に事前に通知することなく、本大会の一部または全部を中断または中止することができる。

1. 天災地変、感染症の感染拡大、政府・地方自治体の要請、その他の不可抗力により、本大会の開催が困難となった場合

2. 前号のほか、事務局の帰責事由によらざることにより、本大会の開催が困難となったまたは合理的理由により困難と判断された場合

第16条（免責）

1. 前条の規定による本大会の一部または全部の中断または中止により、参加者が損害を受けた場合、事務局は一切の責任を負わず、また、参加費等の返金・減額を行わない。
2. 参加者の負傷、疾病、紛失、盗難その他一切の事故について、事務局あるいは大会運営者の責めに帰するものを除き、事務局は責任を負わない。
3. 参加者間でのトラブルについて、事務局は一切関知しない。

第17条（規約の変更）

本規約は、本大会公式ウェブサイトでの公開により、参加者の許諾なく変更できるものとする。

第18条（事務局の判断）

その他本規約に定めがない事項については、事務局の判断によるものとする。

第19条（準拠法・管轄）

本大会に関連して生じる一切の紛争は大分地方裁判所を第一審 専属的管轄裁判所とする。

附則 この規約は、令和7年6月3日から施行する。